

松伏町からのお知らせ

松伏町空き家等対策に関する協定団体	見回り・除草・樹木の剪定・伐採 小修繕・その他管理等	松伏町シルバー人材センター	Tel: 048-992-4333
	不動産売買 賃貸の相談	埼玉県宅地建物取引業協会 越谷支部	Tel: 048-964-7611
		全日本不動産協会 埼玉県本部県東支部	Tel: 048-949-6881
	リフォーム・解体 の資金相談	埼玉りそな銀行 南越谷住宅ローン相談プラザ	Tel: 048-988-8831
		武蔵野銀行 松伏支店	Tel: 048-992-1211
		城北信用金庫 ソリューション事業部	Tel: 03-3913-4021
		栃木銀行 松伏支店	Tel: 048-992-2555
		さいかつ農業協同組合 松伏支店	Tel: 048-991-4431



詳しくは松伏町の空き家
対策ページをご覧ください。
下のバーコードをスマート
フォンのカメラで読み取っ
てください。



松伏町 新市街地整備課

TEL: 048-991-1858 / FAX: 048-991-9092

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424番地

低コストで良心的、安心安全な解体工事会社の探し方



クラッソーネなら、安心・簡単・便利！

✓ クラッソーネだから
費用が安くなる！



全国2,000もの提携工事会社から各地域
で最もコストパフォーマンスの良い会社を
選定し、お見積り金額をご提示します。

クラッソーネは、国内最大級の解体工事会社紹介サービスです。厳格な審査
基準をクリアした全国2000超の提携工事会社から、あなたに最適な解体工
事会社をご紹介します。工事完了までサポートいたします。

✓ 厳しい審査をクリア。
安心して任せられる！



工事会社は全て、厳しい審査基準をクリア。
口コミとお客様の5つ評価軸、工事会社の
会社情報や強み、工事実績も確認できます。

✓ 万全の保証が
もれなく付いて安心！



着手金保証 工事完了保証 賠償責任保険

クラッソーネなら、しっかりとした保証が無償
で付いてきます。着手金保証、工事完了保
証、賠償責任保険の3つの保証で万が一の
対応も万全です。

3社一括見積りで
最安値を実現！
依頼はコチラから



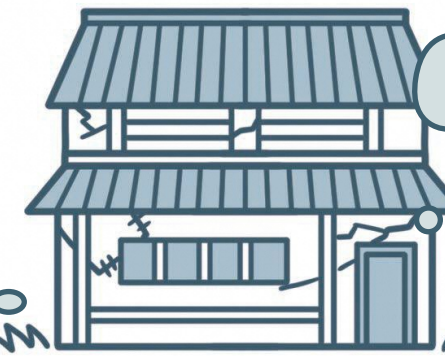
空き家の解体

急ぐべき3つの理由

解体費用の
高騰化

ご近所さま
への迷惑

罹災や倒壊
の可能性



先送り、百害あって一利なし。

解体工事では膨大な量の廃棄物が出ます。それら産業廃棄物の処分費用は年々上昇しており、今後もこの傾向は続いていくことが予想されます。深刻な職人不足による人件費の高騰も重なって、解体費用は上昇の一途を辿っています。

また、放置による近所迷惑や、罹災による倒壊のリスクも。火災はもちろん、屋根瓦の落下や壁の崩壊などで隣家を破損してしまった場合には、当然ながら賠償責任が生じます。トラブル回避のためには問題を先送りにしないことが大切です。

まずは空き家の資産価値を調べてみよう！



簡単な質問に答えると
あなたの空き家の資産価値

- ① 土地の売却査定価格
- ② 空き家の解体費用

をAIで算定します。
また、必要な方には
解体工事の一括見積りや
不動産仲介等のご紹介も
いたします。

すまいの終活 navi

すまいの終活ナビ

2022年度の国土交通省
空き家対策モデル事業に採択

スマホのカメラで
こちらのコードを
読み込んでください



失敗しない解体工事は
crassone
クラッソーネ

サービス・掲載情報に
関するお問合せは

0120-304-395

株式会社クラッソーネ 愛知県名古屋市中村区名駅5-7-30名駅東ビル4F 受付時間 9:00～18:00（定休日：土・日・祝）

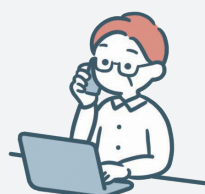
そもそも解体工事って、どう進めればいいんですか？

A. スムーズな進行のために、一連の流れを把握しよう。

つまずきなく円滑に空き家の処分を行うためには、解体工事全体の流れを把握するのが大切。どのタイミングで何をすればよいかを理解しておくとな不要なトラブルを回避できます。



01



見積り依頼

クラッソーネのような解体工事の一括見積りサービス、もしくは直接、解体工事会社数社に申し込みます。

02



現地調査

工事会社と一緒に建物の施工範囲を30分～1時間ほど確認します。

03



見積書受取り

立会い後一週間程度で届きます。各社の内容を比較・精査します。

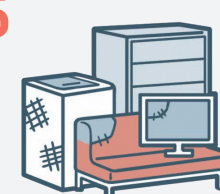
04



契約 or 断り

選んだ一社と契約を締結します。トラブルを防ぐために必ず契約内容を確認し、契約書を取り交わします。

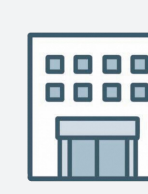
05



家財の整理・処分

家具や庭木など、工事進行や費用に影響する建物内外の不要物を処分します。

06



各種届出提出

リサイクル届、特定建設作業実施届、石綿事前調査結果報告、道路使用許可、歩道占有届出等を行政に提出します。

07



ライフライン停止

工事開始一週間前までに、水道以外のライフラインを停止します。

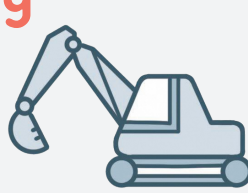
08



近隣挨拶

工事中にける迷惑にそなえ担当者と一緒に挨拶に行きます。

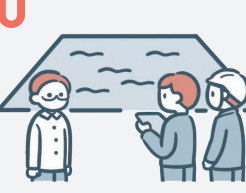
09



解体工事着工

工事開始。80㎡前後の建物であれば10～14日程度で完了します。工事期間はある程度余裕を持っておきましょう。

10



工事完了・引渡し

契約内容に相違なく作業が完了しているか工事会社と確認します。

11



請求書受取り・入金

ご請求書が到着したら、指定口座に入金します。

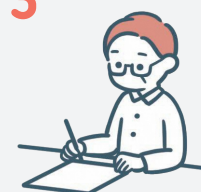
12



取り壊し証明書・マニフェスト発行

解体工事会社より確実に入手し、滅失登記用に保管します。

13



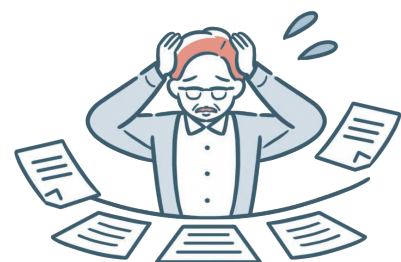
滅失登記申請

工事完了後1ヶ月以内に法務局へ申請します。土地家屋調査士か、ご自身でも滅失登記を進めることもできます。

**MISSION
COMPLETE**

全行程完了！

安い見積りに要注意！



安く建物を壊せばいいというものではありません。安いからというだけで工事会社を選び、後々トラブルに見舞われたという声も多く耳にします。「解体してみなければわからない。」と、詳細の確認なく工事を行いあとから多額の費用を請求されてしまうという事例も。見積りを入手した段階で工事範囲や費用・期間など、認識あわせをしておくことが肝心です。予期せぬトラブルに巻き込まれないためにも、安心できる工事会社選びがとても重要なのです。